

平成 25 年 5 月 24 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社

(J A S D A Q : 3 0 4 3)

代 表 者 代 表 取 締 役 木 原 礼 子

問 合 せ 先 取 締 役 管 理 担 当 ゼ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー

藤 井 隆 徳

(T E L : 0 3 - 3 4 5 4 - 2 0 6 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 24 日開催予定の第 14 回定時株主総会において付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付) および「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」(平成 24 年 1 月 19 日付) の趣旨に鑑み、平成 25 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合での株式分割を実施し、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたしました。これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、定款第 8 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

(2) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、現行定款第 20 条(代表取締役および役付取締役)について所要の変更を行うものであります。

(3) 上記変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 24 日(月)(予定)

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 24 日(月)(予定)

以 上

(別紙)

<定款変更の内容>

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>第 8 条～第19条 (条文記載省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締 役 1 名を選定する。</u></p> <p>第21条～第36条 (条文記載省略)</p> | <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第 8 条 <u>当会社の株主は、その有する単 元未満株式について、次に掲げ る権利以外の権利を行使するこ とができない。</u></p> <p>(1)<u>会社法第 189 条第 2 項各号 に掲げる権利</u></p> <p>(2)<u>会社法第 166 条第 1 項の規 定による請求をする権利</u></p> <p>(3)<u>株主の有する株式数に応じて 募集株式の割当および募集新株子 約権の割当を受ける権利</u></p> <p>第 9 条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、取締役の中から 代表取締役を選定する。</u></p> <p>第22条～第37条 (現行どおり)</p> |